

留守番していた夫が、突然「健康食品の試供品を届けるのでお試しになりますか」との電話を受けた。代金の方は一切なかったし、「試供品」ならば無料だと思い、承諾した。

数日後、10日分のサプリメントが送られてきたので、開封し飲んでみた。後日、ちょうど全部を飲み終わったところに500円ほどの請求書が届いた。有料なら申し込まなかったのに代金を支払いたくない。

(当事者 70歳代 男性)



【独立行政法人国民生活センター
「見守り新鮮情報179号」より】

ひとこと助言



- 突然、健康食品の試供品を送ると電話があり、無料だと思って承諾したら代金を請求された、という相談が寄せられています。
- 業者が有料であることをはっきりと説明せずに、「試供品」「お試し」「サンプル」などと言うことで、消費者に無料だと思い込ませることがあります。有料か無料かを確認するようにしましょう。
- 試供品が無料であったとしても、その後商品購入の勧誘が続くこともあります。試供品の送付を持ち掛けられたときは、自分にとって本当に必要なかをよく考えて判断しましょう。

- 「おかしいなあ」、「困った!」ときは下記までご相談ください。

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線287、290) FAX53-2541	
荒川支所市民生活課	☎62-3103	朝日支所市民生活課 ☎72-6885
神林支所市民生活課	☎66-6112	山北支所市民生活課 ☎77-3112
消費者ホットライン (土・日) ☎0570-064-370 ※PHS、IP電話などからは利用できません		